

# 出町児童センターの「夏休みランチタイム開放」について

砺波市教育委員会こども課

砺波市では、昼食時間に保護者が留守になる家庭の出町小学校児童が、出町児童センター内で昼食をとることができる「夏休みランチタイム開放」を実施いたします。

## 1 利用できる児童

次のすべての要件を満たす児童

- ・出町小学校に在籍していること
- ・小学1～3年生であること
- ・「出町小学校区放課後児童教室（出町っ子クラブ）」を利用していないこと
- ・保護者の就労等のため昼食時間帯は留守家庭となること

## 2 ランチタイム開放の実施日時

令和6年8月の火曜日～金曜日の12:00～13:00

※ 裏面の「実施日カレンダー」をご覧ください。

※ 8月13日（火）～16日（金）のお盆期間を除く。

（なお、出町児童センターの利用可能時間帯は、次のとおりです。）

・月曜日 14:00～17:30

・火～土曜日 9:30～12:00 及び 13:00～17:30

## 3 利用申込方法

令和6年7月22日（月）までに次の書類を出町児童センター（所在地：砺波市本町7-5）に提出してください。

①「夏休みランチタイム開放利用申込書」

②「夏休みランチタイム開放利用申込事由証明書」

③「夏休みランチタイム開放利用予定表」

※ 上記の提出書類①～③の用紙は、出町児童センターや砺波市役所こども課にあります。また、砺波市のホームページからダウンロードすることもできます。

※ 別途「令和6年度児童館利用申込書」を事前に提出してください。（未提出の場合のみ）

※ 審査の結果によっては利用できない場合があります。

※ 利用日の変更が必要な場合は、前日までに出町児童センターまでご連絡ください。

（裏面につづく）

お問い合わせ

・出町児童センター TEL 0763-33-3890

・砺波市こども課 TEL 0763-33-1590

#### 4 注意事項

- ◇ 持参した昼食は職員が所定の場所で保管しますが、保冷保管はできませんので、保冷袋等に入れるなどの対策をしてください。出町児童センターでは食中毒や誤食等については責任を負いません。なお、金銭、お菓子、ジュース類は、館内に持ち込めません。
- ◇ 昼食場所は、出町児童センター内の指定場所となります。
- ◇ 児童の滞在時間は児童本人の意思によるものとします。出町児童センターでは、児童の退館後の行動には責任を負いません。ご家庭で事前にしっかりと話し合っておいてください。
- ◇ 「出町小学校区放課後児童教室」とは異なり、児童をお預かりして育成するものではありません。図書室で宿題をしたり、本を読んだりはできますが、職員が宿題や一斉活動の指導を行うことはありません。
- ◇ 緊急連絡をする場合があります。前述の利用申込書には、緊急連絡ができる電話番号を記入してください。
- ◇ 持ち物にはすべて氏名を書いてください。
- ◇ 汗拭き用のタオルを持たせてください。
- ◇ 出町児童センター内には洋式トイレがありません。和式トイレのみです。
- ◇ 来所した児童は、下記の「出町児童センターのきまり」を守り、職員の指示に従ってください。

#### 出町児童センターのきまり

- ◎ 来たときは「こんにちは」、帰るときは「さようなら」と挨拶をする。
- ◎ 靴や雨具は決められたところに入れる。
- ◎ カバンは所定の場所にかける。
- ◎ 菓子類は、持ってこない。水分補給のためのお茶、水、スポーツドリンク等は、水筒に入れて持参する。
- ◎ 水分は決められた場所で補給する。
- ◎ 児童センターの遊具や玩具で遊ぶ。携帯ゲームやカードなどの遊び道具や必要の無いお金などは持ってこない。
- ◎ 階段や廊下は歩いて通る。
- ◎ 友達と仲良くし、小さい子には親切にする。
- ◎ 使ったものは片付けて、元の場所へ返す。

#### 8月 実施日カレンダー □…実施日

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31